	へ　すずき目
	（略）
	⑻　けつぎょ科
1	*Coreoperca*属（オヤニラミ属）全種
2	*Siniperca*属（ケツギョ属）全種
	（略）

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種類名
第一　動物界	
	（略）
四　条鰭亜綱	
	（略）
	ハ　すずき目
	⑴　サンフィッシュ科
1	サンフィッシュ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
	⑵　モロネ科
	（略）

	へ　すずき目
	（略）
	⑻　けつぎょ科
	（新設）
1	*Siniperca*属（ケツギョ属）全種
	（略）

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種類名
第一　動物界	
	（略）
四　条鰭亜綱	
	（略）
	ハ　すずき目
	（新設）
	⑴　モロネ科
	（略）

附　則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。

法　規　的　告　示

○内閣府告示第百四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第２　添加物	第２　添加物
Ａ～Ｂ　［略］	Ａ～Ｂ　［略］
Ｃ　試薬・試液等	Ｃ　試薬・試液等
別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充塡剤、温度計、ろ紙、ろ過器、計量器・用器及び参照赤外吸収スペクトルは、次に示すものを用いる。	別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充塡剤、温度計、ろ紙、ろ過器、計量器・用器及び参照赤外吸収スペクトルは、次に示すものを用いる。